

## 令和 5 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施方針・実施計画

### 1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号)別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」(以下、「実施要綱」という。) 2 ( 2 )

### 2 基本方針

指導監査は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、法人運営や事業経営について監査を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的としている。

本年度の指導監査は、平成 28 年の社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に主眼を置いた監査を実施する。指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導に留まることなく、具体的な根拠を示して行う。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとする。

なお、実施に際しては、「令和 5 年度練馬区指導検査担当課指導検査等実施方針・実施計画」を踏まえて行う。

### 3 重点項目

#### ( 1 ) 一般監査

##### ア 法人運営

##### (ア) 評議員会

決議が適正に行われているか。

##### (イ) 監事

法令に定めるところにより業務を行っているか。

##### (ウ) 理事会

決議は、法令および定款に定めるところにより行われているか。

##### (エ) 報酬

報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

##### イ 事業

(ア) 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てていないか。

(イ) 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。

#### ウ 会計

(ア) 経理規程が遵守されているか。

(イ) 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。

(ウ) 会計帳簿は適正に整備されているか。

(エ) 注記、附属明細書、財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。

#### エ その他

(ア) 法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。

(イ) 契約等が適正に行われているか。

(ウ) 財務状況に問題はないか。

### (2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

## 4 実施計画

### (1) 対象法人

練馬区長が所轄庁となる法人を対象とする。

### (2) 選定方針

#### ア 選定時点

原則として、令和5年4月1日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立または所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

#### イ 選定方法

(ア) 実施要綱3に定める一般監査の実施の周期に該当している法人

(イ) 法人運営および指導監査において、継続的に指導を行っている、またはその必要がある法人

(ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、または苦情・通報等の内容から運用上の問題を有することが疑われる法人

(オ) 毎年度、現況報告書または法人調査書を提出していない法人

(カ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人

(キ) 新設かつ施設整備中の法人

(ク) その他、練馬区長が必要と認める法人

### ( 3 ) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、現況報告書や決算書類の提出が毎年度6月末までとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による結果通知や改善状況の確認等を行う必要があること。

なお、具体的な監査日については、東京都（合同検査）や施設検査担当部署との調整を踏まえて決定する。

### ( 4 ) 実施方法

「練馬区社会福祉法人指導監査実施要領（平成29年6月27日29練福管第513号）」による。

### ( 5 ) その他

実施時期および実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の都内の感染動向や監査対象法人の状況を考慮するとともに、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その7）（令和5年2月28日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）」を踏まえて、適切に対応する。